

# 長い歴史に幕

# 閉町式

合併が決まり、新町「さつま町」発足に向けて各種の調整作業が進む中、旧3町ではそれぞれの想いが詰まった閉町式が行われました。また3月18日、旧3町役場で閉庁式が行われ、町の長い歴史に幕が下ろされました。

◆旧鶴田町（2月27日）  
町旗降納や出席者全員での町民歌斉唱が行われました。また、記念講演や12団体による郷土芸能なども披露されました。

◆旧宮之城町（3月6日）  
町の発展に寄与された方々へ永年勤続表彰や町旗降納、出席者全員での「ふるさと」の合唱などが行われました。

◆旧薩摩町（3月13日）  
小・中学生による新町に向けてのメッセージの発表や消防団解団式、出席者全員での「ふるさと」の合唱などが行われました。



郷土芸能の披露



出席者全員で『ふるさと』の合唱



町長と議長による町旗降納

## 合併までのあゆみ

- 【平成13年】7月26日 中薩地域合併研究会の発足
- 【平成14年】2月25日 中薩地域合併研究会の報告、薩摩郡7町での調査研究終了
- 10月7日 薩摩東部地区任意合併協議会規約施行（3町）
- 10月15日 第1回薩摩東部地区任意合併協議会（法定協議会移行までに7回開催）
- 【平成15年】4月9日 薩摩東部地区合併協議会（法定協議会）規約施行
- 4月18日 第1回薩摩東部地区合併協議会開催（法定協議会廃止までに21回開催）
- 【平成16年】6月1日 第13回薩摩東部地区合併協議会で全協定項目を確認
- 6月21日 合併協定調印式
- 6月28日 3町議会による廃置分合（合併）関連議案議決
- 7月1日 県知事へ廃置分合（合併）申請
- 10月15日 廃置分合（合併）の県知事決定
- 11月12日 廃置分合に係る総務大臣告示
- 11月15日 第17回薩摩東部地区合併協議会で町章決定
- 【平成17年】2月27日 鶴田町閉町式
- 3月6日 宮之城町閉町式
- 3月13日 薩摩町閉町式
- 3月18日 3町閉庁式
- 3月21日 薩摩東部地区合併協議会の廃止
- 3月22日 新町「さつま町」誕生（合併）

## さつま町長及び さつま町議会議員選挙

〈投票日は4月24日（日）〉

平成17年3月22日の合併に伴い、さつま町選挙管理委員会が開催され、旧町選挙管理委員会の互選により、暫定選挙管理委員の方が次のとおり選任されました。

- ・委員長 貝崎 俊彦（旧宮之城町）
- ・委員 宮之脇 美幸（旧鶴田町）
- ・委員 濱田 敏朗（旧宮之城町）
- ・委員 久保 司（旧薩摩町）

また、さつま町長及びさつま町議会議員の選挙については次のように決定されました。

- ◆選挙の告示日 平成17年4月19日（火）
- ◆選挙の期日 平成17年4月24日（日）
- ◆定数
  - 町長 1人
  - 町議会議員
    - ・宮之城選挙区 16人
    - ・鶴田選挙区 6人
    - ・薩摩選挙区 6人

### ◆投票できる方

さつま町の選挙人名簿に登録されているれば投票ができます。ただし、投票日の前日までにさつま町以外の市町村に転出される方は投票ができません。選挙人名簿に登録される方は次のとおりです。

- ・昭和60年4月25日までに生まれた方
- ・平成17年1月18日までにさつま町（旧宮之城町・旧鶴田町・旧薩摩町）に転入届をして引き続きさつま町に居住している方

※なお、選挙人名簿に登録されている方で、平成17年4月13日以降の町内での転居者については、名簿の移し替えをしません。転居前の居住地の投票所での投票となりますので、ご注意ください。

### ◆投票

- 【投票の日時】平成17年4月24日（日）午前7時～午後7時

### ◆期日前投票

【期間】4月20日～4月23日  
午前8時30分～午後8時

### 【場所】

- 宮之城選挙区 さつま町役場 南別館1階（旧水道課）
- 鶴田選挙区 鶴田総合支所1階小会議室
- 薩摩選挙区 薩摩総合支所 旧庁舎1階会議室

### 【対象者】

仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票日に投票ができないと見込まれる方。

### 【投票方法】

従来の不在者投票と違い、投票用紙を直接投票箱に投票できます。（宣誓書を書くのは変わりません。）入場券を持って、期日前投票所にお越しください。

### ◆開票

【日時】4月24日（日）午後8時30分開始予定

### 【開票所】

- 宮之城選挙区 盈進小学校体育館
- 鶴田選挙区 鶴田中央公民館
- 薩摩選挙区 薩摩農村環境改善センター

## 投票所一覧

○宮之城選挙区		投票区		投票所	
第1投票区	盈進小学校体育館	第18投票区	白男川小学校体育館	第19投票区	泊野小学校体育館
第2投票区	虎居地区公民館	○鶴田選挙区			
第3投票区	平川宮農研修センター	第20投票区	鶴田地区コミュニティセンター	第21投票区	大平公民館
第4投票区	大薄公民館	第22投票区	神子地区コミュニティセンター	第23投票区	大保公民館
第5投票区	柗野区公民館	第24投票区	柏原区公民館	第25投票区	紫尾小学校体育館
第6投票区	湯田いきいき研修館	○薩摩選挙区			
第7投票区	船木地区農業構造改善センター	第26投票区	永野公民館	第27投票区	金山公民館
第8投票区	時吉はたる館	第28投票区	求名公民館	第29投票区	下狩宿公民館
第9投票区	佐志地区公民館	第30投票区	薩摩農村環境改善センター	第31投票区	中津川公民館
第10投票区	仮屋原公民館				
第11投票区	青芝野集会所				
第12投票区	山崎地区公民館				
第13投票区	荒瀬公民館				
第14投票区	久富木区公民館				
第15投票区	北原公民館				
第16投票区	須杭公民館				
第17投票区	二渡清流館				

◆選挙運動  
公職選挙法において認められた主な選挙運動の方法は、次のとおりです。  
・選挙事務所の設置・選挙運動用自動車の使用・ポスターの掲示・選挙運動用葉書の頒布・街頭演説・個人演説会など

また、選挙運動ができる期間は、4月23日の午後8時までは、立候補の届出が済んでいない方の選挙運動は事前運動として公職選挙法で禁止されています。  
◆お問い合わせ先  
さつま町選挙管理委員会  
☎1111内線2271